

東日本大震災・原子力発電所事故に係る避難者支援及び 原子力発電所の安全対策等に関する決議

東日本大震災及び原子力災害の発生から6年半が経過したが、依然として多くの方が故郷を離れ、厳しい避難生活や仮設住宅等での不安定な生活を余儀なくされている。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所では、除染や汚染水対策など、多くの課題は抜本的な解決に至っておらず、事故収束の見通しは立っていない。

こうした中、避難者・被災者に対しては、今後の見通しを示すとともに、早期の生活再建に向けた具体的かつ継続的な支援を更に講じていく必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束はもとより、原子力発電所の安全確保や住民の安全・安心を最優先とした実効性のある原子力安全対策について、国が前面に立ち、全力で取り組むことが必要である。

さらに、東日本大震災の教訓を今後も風化させないことは、未曾有の大災害からの復興を国民全体で支え合っていく上で不可欠である。

よって、国においては、被災者・被災自治体をはじめ、避難者支援を行う自治体等に対して、また、原子力発電所の安全対策の充実など、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1 東日本大震災及び原子力発電所事故に係る避難者支援等について

- (1) 「子ども被災者支援法（略称）」の理念に基づき、避難者の意見を踏まえ、ニーズに即した支援施策を推進すること。
- (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全対策等について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の原因究明のための継続的な検証と、総括を実施し、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、今後、既存原子力発電所の安全な廃炉について、国民に対し正確な情報提供を行うこと。
- (2) 広域避難体制等の原子力防災対策における広域的調整について、県や市町村が一体となって問題解決が図られるよう、地方自治体への更なる支援を講じること。
- (3) 原子力発電所施設等緊急時安全対策交付金については、市町村の実態に十分配慮し、適正な財源措置を講じること。
- (4) 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確化すること。
- (5) 東京電力福島第一原子力発電所事故の検証と総括の結果、新しい知見等が出た場合は、速やかに新規制基準に確実に反映させるとともに、新規制基準適合審査については、科学的かつ慎重に評価し、評価結果を国が主体的に責任をもって分かりやすく説明し、理解を得ること。
- (6) 原子力発電所へのテロや弾道ミサイルなどの武力攻撃等不測の事態に備え、警察や海上保安庁、自衛隊などが速やかに連携し、迅速な対応ができるよう防護体制をさらに強化すること。

以上 決議する。

平成29年10月13日

第171回北信越市長会総会